

滋賀県地域防災計画 修正案の概要

(風水害等対策編、震災対策編、事故災害対策編)

趣旨

県地域防災計画について、東日本大震災以降、県で具体的に検討や取組を進めてきたことや国による災害対策基本法や防災基本計画の改正を反映した修正を行う。

主な修正項目

1 民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用した救援物資等の確実、効率的な供給体制の構築

- ・ 陸上輸送拠点等に民間の倉庫等を指定し、拠点として利用する。
- ・ 災害対策本部に民間の物流事業者を中心とした輸送調整所を設置。
- ・ 発災当初、被災地に確実に物資を送り込むためのプッシュ型輸送の実施等について記載。
- ・ 燃料供給計画（連絡体制の確保や対象車両の選定、優先供給等）を記載。

2 広域避難（広域一時滞在）に係る仕組み、避難者への支援体制づくり

- ・ 他市町、他府県からの避難者受入計画の策定。
- ・ 広域避難所の設定、県による広域避難所設置について検討。
- ・ 広域一時滞在（広域避難）の実施方針を記載。
- ・ 県外避難者の受け入れ、避難者への支援について記載。

3 災害時要援護者対策の強化

- ・ 滋賀県社会福祉協議会を指定地方公共機関に位置づけ。
- ・ 市町による避難支援プランの策定を明記。
- ・ 避難支援で、行政の保有する災害時要援護者名簿を活用することを明記。
- ・ 福祉避難所の設置、旅館・ホテル等の借り上げによる多様な避難所の確保、要援護者の輸送手段の確保。

4 県の災害対応体制の強化

- ・ 被害甚大な市町へ、情報収集等のため県から連絡員を派遣することを明記。
- ・ 関西広域連合の「関西防災・減災プラン」に基づく応援、受援について記載。

主な修正項目

5 災害ボランティアへの対応強化

- ・ 常設の県災害ボランティアセンターを設置し、市町ボランティアセンターの活動体制づくり等の支援、災害時のボランティアのニーズ把握の実施等、受け入れや派遣にあたっての基本事項を明記。

6 防災活動や地域防災計画の策定への女性の視点の反映

- ・ 女性の参画等、男女共同参画の視点に配慮した防災の推進。
- ・ 避難所における女性の視点への配慮を明記。

7 災害警備活動等の充実・強化

- ・ 県警察による平常時からの体制整備のため「災害警備実施体制の整備」と、復旧期に「治安の確保および交通対策」の節を新設。
- ・ 防災上特に重要な県有施設として、交番・駐在所を追加。
- ・ 住民等への情報伝達、要援護住民の避難誘導、検視活動、遺族への心のケア等(グリーンケア)、治安の確保等を追加。
- ・ 復旧・復興に関する全ての事務作業等について暴力団排除を明記。

8 その他

- ・ 「南海トラフ巨大地震モデル検討会」報告における県内での市町別最大推定震度等について参考として記載。
- ・ 滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画の修正を反映。
- ・ 過去に発生した災害に関する言い伝えや教訓・伝承を後世に継承されるよう努めることを追加。
- ・ 危機管理センターの具体化に伴う概要、機能等に関して記載。
- ・ 県による地震被害想定実施を記載。
- ・ 災害応急対策計画に「帰宅困難者対策」の節を新設。